

業務委託等契約書(案)

1 委託業務名	令和6年度組織改正に伴うネットワーク配線業務		
2 場所	吹田市役所		
3 履行期間	令和 6 年 12 月 1 日 から 令和 6 年 12 月 31 日 まで		
4 業務委託料	総額	円	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		円)
5 契約の保証	■ 第3条第 項第 号 (契約保証金等の額は、業務委託料の100分の に相当する額以上とする。) <input type="checkbox"/> 免除 (第3条は適用除外)		
6 適用除外条項	第 7 条		

上記の委託業務について、吹田市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者と受注者は、記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 吹田市
代表者 吹田市長

印

受注者 所在地
商号又は名称
代表者

印

(総 則)

第1条 受注者は、別冊の設計書、図面及び仕様書（以下「設計書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の設計書等に明記されていない仕様があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、この委託業務の履行に当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、業務委託料の100分の5以上としなければならない。ただし、発注者が、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第20条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 この契約によって生ずる受注者の権利又は義務は、第三者にこれを譲渡し、又は承継させるはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止及び誓約書等の提出)

第5条 受注者は、原則として委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の名称、再委託す

る理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。

- 3 前項の規定による申請を受けた発注者は、その承諾の可否を書面により受注者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。
- 4 再委託の承諾を得た受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受注者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 6 受注者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、発注者に提出しなければならない。
- 7 受注者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び第17条の3各号に該当する者を再委託先としてはならない。
- 8 受注者が入札参加除外措置を受けている者又は第17条の3各号に該当する者を再委託先としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 9 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第6条 受注者は、この委託業務の履行について特許権その他第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（現場責任者）

第7条 受注者は、現場責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者又は現場責任者は、発注者の指示に従い委託業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の現場責任者について、委託業務の実施又は管理について著しく不相当と認めるときは、受注者に対しその理由を明示してその交替を求めることができる。

（委託業務の調査等）

第8条 発注者は、必要と認めるときは受注者に対して委託業務の処理状況につき、調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第9条 発注者は、必要がある場合には委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面によりこれを定める。

(履行期間の延長)

第10条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して書面により履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者が協議して定める。

(業務の処理に関して生じた損害の負担)

第11条 委託業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき理由により生じたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞違約金)

第12条 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後発注者が相当と認める期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は延滞違約金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項に規定する延滞違約金の額は、業務委託料に対して、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）に定める延滞違約金の率で計算して得た額とする。

(業務遂行の方法等)

第13条 受注者は、業務遂行上、発注者の事務所等内で作業等を行う必要がある場合、当該作業等に必要な機器、設備、備品、消耗品等の使用を要請することができるものとする。

2 発注者は、受注者から前項の要請があり、その必要性を認める場合は、使用上の条件を明示し、無償により貸与し、又は提供することができるものとする。

3 受注者は、発注者の事務所等内で委託業務を実施する場合、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 受注者の発行する身分証明書を携帯し、発注者から提示の要請があったときは、これを提示すること。

(2) 受注者の社名が印字されたネームプレート等を着用すること。

(資料等の提供及び返還)

第13条の2 発注者は、受注者に対して契約書に定める条件に従い、委託業務に必要な資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行う。

2 前項に定めるもののほか、受注者から発注者に対して委託業務の遂行に必要な資料等の提供の要請があったときは、発注者と受注者が協議の上、発注者は、受注者に対して無償でこれらの

提供を行う。

- 3 発注者が第1項及び前項により受注者に提供する資料等について、内容等の誤り又は発注者の提供遅延によって生じた受注者の委託業務の履行遅延、納入物の瑕疵等については、受注者はその責任を免れるものとする。
- 4 発注者から提供を受けた資料等（第6項による複製物及び改変物を含む。）が委託業務遂行上不要となったとき、又は本契約を解除したときは、受注者は遅滞なくこれを発注者に返還又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- 5 受注者は、発注者から提供された委託業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、委託業務以外の用途に使用してはならない。
- 6 受注者は、発注者から提供された委託業務に関する資料等を委託業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変することができる。ただし、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報については、この限りではない。

（検査及び引渡し）

- 第14条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して受託業務完了届とともに成果品一切を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の受託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
 - 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前各項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

（業務委託料の支払）

- 第15条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

（権利の帰属）

- 第16条 受注者から引渡しを受けた成果品に関する権利は、一切発注者に帰属するものとする。

（発注者の解除権）

- 第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であ

るときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由がなく委託業務に着手しないとき。
- (2) 期間内にこの委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) この契約に違反したとき。

第17条の2 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、その契約の違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (2) 第18条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する納付命令）を行い、これが確定したとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

第17条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 第5条第2項の規定により第三者に委任し、又は請負わせようとするときの契約に当たり、その契約の相手方が第1号から前号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

第17条の4 発注者は、委託業務が完了するまでの間は、第17条、第17条の2及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前項又は次条の規定により、契約が解除された場合において、受注者が既に委託業務を完了した部分があるときは、発注者は、その部分に相応する業務委託料を受注者に支払うものとする。

(受注者の解除権)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者と協議の上、契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により委託業務内容を変更したため、頭書の業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第19条 受注者が、この契約に関して、第17条の2第3号又は第4号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として、業務委託料の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第17条の2第4号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 発注者が第17条、第17条の2又は第17条の3の規定に基づきこの契約を解除した場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付、担保の提供等の契約の保証が付されているときは、発注者は当該契約保証金、担保、保証事業会社から支払われる保証金又は

保険会社から支払われる保険金等をもって違約金に充当することができる。

- 4 第1項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する違約金の額を超える場合において、発注者がその超える分について受注者に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(違約金等の控除)

第21条 受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は業務委託料のうちからその金額を控除し、なお不足を生ずるときは追徴する。

(秘密の保持)

第22条 受注者は、委託業務の処理上知り得た積算等の秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は成果品（委託業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写しを譲渡してはならない。

(従業員研修)

第23条 受注者は、この委託業務に従事させる従業員に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を行うものとする。

(補則)

第24条 この契約書に定めのない事項については、吹田市財務規則の定めるところに従い、同規則に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定める。